

一般社団法人日本障害者カヌー協会
女性スポーツ委員会運営規程

(総則)

第1条

本規程は、一般社団法人日本障害者カヌー協会(以下「本会」という)の女性スポーツ委員会(以下「委員会」という。)について定める。委員会、当協会定款第40条に基づく専門委員会とし、委員会の組織、活動方法などはこの規程の定めるところによる。

(目的)

第2条

この規程はパラカヌー及びパラスポーツの発展を目的として設置する女性スポーツ委員会の運営に関する基本事項を定めるものである。本会の活動に関連するあらゆる事案について、日本パラスポーツ協会や関係団体と連携して、女性のスポーツ活動を推奨し拡大することを目的とする。

(事業)

第3条

女性スポーツ委員会は次の事業に関して審議し、理事会の承認を経てこれを実施する。

- (1) 女性選手の国際競技力向上に向けた調査研究
- (2) 女性選手や競技団体への教育・啓発活動
- (3) 女性選手の子育て支援
- (4) 各組織との連携・相談体制の構築
- (5) その他、本会の目的達成に必要なこと。

(協議事項)

第4条

委員会は、理事会の諮問に応じ、または委員の発案により第3条の事業内容以外に次の各事項について協議し、理事会に答弁または報告する。

- (1) 女性選手育成及びの教育に関すること
- (2) 女性選手、指導者の国内の活動場所、協力団体の最新情報に関すること
- (3) パラリンピックムーブメントの推進活動に関すること
- (4) カヌースポーツ環境の整備・改善に関すること
- (5) 女性スポーツ委員の社会貢献や国際貢献・交流、地位向上に資すること
- (6) カヌーの社会的役割や価値の向上に寄与すること

- (7) 協会主催事業に協力しカヌーの普及発展に寄与すること
- (8) J P C各種専門委員及び自治体との協力・連携に関すること
- (9) その他、理事会から依頼されたカヌースポーツに関すること

(委員等の選出)

第5条

- 1 委員長は委員の中から選出し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 2 委員は会員から選出された者で構成され、理事会の承認を経て会長が任命する。

(構成)

第4条

委員会の構成は、次のとおりとする。

- 委員長 1名
- 副委員長 1～2名
- 委員 若干名

(委員長・副委員長の職務)

第5条

- 1 委員長はこの委員会を代表し、委員会所管事項を統括する。
- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時にはその職務を代行する。

(委員の資格及び責務)

第6条

- 1 委員の資格は次のとおりとする。
 - (1) 協会に登録している者であって、パラスポーツの発展に寄与し、自己研鑽を行えること
 - (2) 本会に関する活動に際して懲戒処分その他の不利益処分を受けたことがないこと
 - (3) 礼節を尊重し社会的規範を守り、全会員の規範になる行動ができること
- 2 委員は、定められた会議に出席し、公正な立場で意見を述べなければならない。
- 3 委員は、日本のパラカヌーの普及のため、理事会の方針に従い活動に協力しなければならない。

(任期)

第6条

- 1 委員長、副委員長、委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 委員長、副委員長または委員が、補欠または増員により選任された場合の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 委員長、副委員長及び委員は、任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

(委員会の会議開催)

第7条

- 1 委員会の会議は、1年に2回以上開催するものとし、委員長が招集する。
- 2 委員は、必要に応じていつでも委員会の会議の開催を求めることができる。
- 3 会長、副会長、理事及び事務局長は、委員会の会議に出席し意見を述べるができる。
- 4 欠席する者は予め書面を以て欠席の理由及び委員会に付議される事項についての意思を示すこと。

(議長と委員会運営)

第8条

- 1 委員会の会議は、委員長がその議長の任を行うものとする。
- 2 委員会の会議を開催する際は、その会議の議事録を残し理事会に提出することとする。

(決議)

第9条

- 1 委員会の会議の定足数は、委員の過半数の出席とする。
- 2 議案は、議決権の3分の2以上の賛成をもって決議されることとする。
- 3 決議された内容は理事会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(活動計画等)

第10条

- 1 委員長は、年間の活動計画を策定し、毎年11月末日までに理事会に提出する。
- 2 前項の活動計画が理事会で承認された場合には、その活動計画に基づき必要な予算を事務担当者が策定する。
- 3 第1項の活動計画の実施及び予算は、理事会の承認を得なければならない。
- 4 第1項の活動計画に含まれる各事業活動の詳細（予算を含む。）は、事業の実施前に普及委員会によって議論した上で決定する。当該事業の実施期間中に変更がある場合は予算の範囲内で変更することとする。
- 5 委員会の活動（会議を除く。）において移動を伴う場合は、本会旅費規程に準ずる。

(事務局)

第11条

委員会の事務は事務局が行う。

附則

- (1) この規程の改廃は、理事会の決議による。
- (2) この規程は2022年6月15日より施行する。
- (3) 2024年3月25日 改訂